

福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）補助金

（設備導入）

令和4年5月31日
福島県エネルギー課

よくある質問

	質 問	回 答
A. 応募申請について		
1	【様式第1】交付申請書の申請者（代表者）は誰にすればよいですか。	代表取締役等、代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として申請することが可能です。
2	県内市町村が代表者として申請する場合、代表者は誰になりますか。	市の場合は市長、町の場合は町長、村の場合は村長が代表者となります。
3	【様式第1別紙1】実施計画書の「事業実施の代表者」と「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	「事業実施の代表者」は申請書の代表者と同じとしてください。「事業実施の担当者」は補助事業に関わる業務を実際に行い、県と連絡を取り合える方としてください。
4	申請者にある「民間企業等」には、どのような事業者が含まれるのでしょうか。	民間企業のほか、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合等が含まれます。 宗教法人等は対象外となります。
5	福島県外の民間企業等は、申請できないのでしょうか。	県内に事業所等の拠点が無い民間企業等であっても、県内に自家消費型再エネ設備等の導入を計画又は予定する民間事業者は申請できます。 ただし、申請者の要件は他にも定められていますので、交付規程及び公募要領を確認ください。
6	第三者所有モデル（PPA）など、民間事業者が再エネ設備等を設置し、そこで発電された電力を第三者が購入し使うという事業モデルを検討しています。この場合、新たに導入する再エネ発電設備は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となりません。 本事業における再エネ電力等の自家消費とは、再エネ設備を導入した者が自ら再エネを使うことを指しています。 なお、システムを利用する自己託送も対象となりません。
7	再エネ設備を導入する不動産（土地・建物）は賃借したもので、自己所有ではありません。この場合、申請することはできますか。	申請可能です。 ただし、申請者以外が所有・管理する土地や建物に発電設備等を導入する場合、申請時までには所有者等利害関係者に対し申請事業について説明し、再エネ設備の設置についての許可を取った上で、許可があることを証する書面を提出してください。
8	設備導入事業の申請を検討していますが、計画策定事業を行わないと申請できないのでしょうか。	計画策定事業を行っていることが、設備導入事業を申請するための要件ではありません。
9	1事業者で、複数の事業所において申請することは可能でしょうか。 (R4/5/27 追加)	1事業者が複数の事業所（場）において、事業場毎に申請することを妨げるものではありませんが、本補助金の趣旨は、事業者の脱炭素や再生可能エネルギー導入に関する構想に基づいた設備導入の端緒を支援するものである点、御理解ください。
10	1事業者で複数の申請を行う場合、申請書類は事業所毎に作成する必要がありますか。 (R4/5/27 追加)	○ 事業所毎に申請が必要になります。事業所のエネルギー消費等に応じた申請書類を作成ください。
B. 共同申請について		
1	共同申請を行う際は、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助事業の実施に関して、全責任を負うことができる者としてください。 具体的には、申請書類をとりまとめたいただき、採択さ

		れた場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係るとりまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のために進行管理を行っていただきます。また、県に提出する各種書類（経理書類を含む）の取りまとめ、県による現地調査の窓口も担当いただきます。
2	計画策定事業において、共同事業者の経費について補助対象経費として計上できますか。	代表事業者が当該事業実施のために支払った経費のみ対象となります。
3	補助対象設備の一部を取得する共同事業者は、代表事業者との間で何らかの契約を締結する必要がありますか。	代表事業者は、補助対象設備の一部を取得する共同事業者と契約を締結してください（役割分担、スケジュール、費用等について）。 その際、契約締結日は交付決定後以降とし、事業実施期間は公募要領で定められている補助事業期間内となります。
4	共同申請とは、どのようなケースで申請をするのでしょうか。	例えば、商店街振興組合が代表申請者となり、自営線や共用設備を取得し、共同事業者として、商店街の商店が発電設備設置するような形態を想定しています。 補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には共同で申請し、事業実施体制を明らかにしてください。
C. 申請時の提出書類について		
1	申請段階ではまだ発注先が決まっていますが、様式第1別紙1（設備導入事業）の「事業の実施体制」の発注先はどのように記入すればいいでしょうか。	「事業の実施体制」は、申請者における事業管理、保安管理体制、委託に係る業務、調達資材等を中心に記載してください。 なお、交付決定がされた後に発注（契約）を行うこととなりますので、発注先については、「発注先未定」とご記入ください。
2	申請書類について、企業パンフレット等業務内容や経理状況の説明書の提出が求められていますが、市町村が申請者の場合は添付が不要ですか。	パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として事業年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。 応募申請段階において、予算措置のわかる資料が提出できない場合（補正予算による場合等）は、その旨を明記した説明文書を作成して申請いただき、予算確定後、資料を提出してください。
3	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページに掲載しています。 パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
4	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しで構いません。
5	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
6	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表および損益計算書、定款が必要でしょうか。	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表および損益計算書、定款が必要です。
7	様式第1別紙2の経費内訳の、金額の根拠がわかる書類（見積書等）を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。	申請段階では、経費内訳は概算の見積書をもとに作成してください。
8	申請時に相見積の添付は必要ですか。	申請段階では、相見積は必須ではありません。 採択となった場合は、交付決定がされた後に発注（契約）を行うこととなりますが、その発注時には3社以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。
9	C02削減効果を算出する際、ベースとなるデータの基準年はいつにすればよいですか。	応募申請時点で最新の実績を基準にして作成してください。

10	申請時に提出する電子データ（CD-R または DVD-R に保管）について、ファイル形式の指定はありますか。	指定様式についてはオリジナルの形式のまま、PDF 等への変換をせずに保管してください。 押印が必要な書類については、PDF 形式にして保管してください。 指定様式がないものは、PDF 形式で保管してください。
11	設備導入事業を申請する際に提出する「補助事業全体のシステムフロー図」とは何ですか。	導入する設備の規模や機能等がどのようなもので、導入する施設の中でどのように使われるのか、場合によっては補助対象外の設備も含め、全体像がわかる図を提出してください。これは、1 ページの範囲で説明できる程度としてください。 なお、図の中に補助対象外設備がある場合は、どの設備が補助対象かわかるように図説してください。
12	「補助事業全体のシステムフロー図」のサンプルはありますか。 (R4/5/27 追加)	システムフロー図のサンプルはありません。必要に応じて、事業所の設備に応じたシステムフロー図を作成ください。(単線結線図のような電気部分の説明に留まらず、熱や輸送も含めたエネルギー利用全般について自由に記載いただくことが可能です。)
13	公募要領第 4 号の記載方法で、予算書の県補助金とは当補助金の受給予定額のことでしょうか。 設備毎の耐用年数及び CO2 削減量の導入費用は税込金額でしょうか。 事業収支計画の電気代等削減額は経年による劣化も考慮が必要でしょうか。 (R4/5/31 追加)	予算書の県補助金の記載について、お見込みのとおりです。 設備毎の耐用年数及び CO2 削減量の導入費用については、税込で記載ください。 事業収支の検討においては、設備の劣化等、計画に必要な要因を考慮の上、記載ください。劣化率については、経済産業省の調達価格等算定委員会等の議論を踏まえ一定の数値を設定して構いません。
14	「申請時提出書類一覧 兼 チェックシート」のチェック欄に『市町村チェック欄』がありますが、書類提出前に書類の内容を市町村に確認していただくことなどが必要なのでしょうか。 (R4/5/31 追加)	市町村チェック欄については、申請者が市町村である場合にチェックいただくことを想定しています。
15	実施計画書の「7 事業性」に、『事業の実施体制』『設備導入から～確実性』『運用管理体制』の 3 つの項目がありますが、具体的にどのようなことを記入したらよろしいか教えてください。 (R4/5/31 追加)	『事業の実施体制』: 設備の発注、工事、施行進捗管理を誰がどのように行うのか、体制を記載ください。 『設備導入から運用まで事業全体の確実性』: 設備導入及びその後の運用までの事業全体の蓋然性について、可能な限り定量的に示すとともに、その考え方を説明してください。 『補助事業終了後の運用管理体制』: 設備導入後の運用、保守管理等の体制について記載してください。
16	登記簿謄本や定款について、発行日付の目安はありますか。 (R4/5/31 追加)	発行期限の定めはありません。ただし、提出時点の事実関係と記載内容に相違ないことを申請者において確認してください（最新のを提出ください）。申請内容と異なる事実が確認された場合、採択が取消されることがあります。
D. 補助対象経費について		
1	付帯設備のみでも補助対象となりますか。	付帯設備のみの導入は補助対象となりません。 自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備の設備等の導入が必要です。
2	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。
3	補助対象外経費に当てはまるものは、どのようなものがありますか。	補助対象外となる主な経費等は以下のとおりです。 ・既存施設・設備の撤去、移設、廃棄費用（諸経費含む） ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品等

		<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の取得費、土地の賃貸料 ・エビデンスが用意できない経費 ・消費税も原則対象外となりますが、詳細は「E. No1」を参照ください。
4	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能でしょうか。	交付決定通知書に記載された採択額が、原則、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、県に相談ください。
5	補助事業完了後3年間報告義務のある「定期報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーター等は補助対象ですか。	使用電力量測だけのためのメーター等は、補助対象外です。 EMS機器の一部であるメーター等は補助対象です。
6	施工業者への工事代金等の支払いは、現金払いや約束手形で行ってもよいですか。	代金の支払いは、原則として銀行振込等の客観的に支払いが確認できる方法で行ってください。
7	公募要領 P11 のバイオマス熱利用設備の例の図で、補助対象の赤枠の囲みの中に木質燃料とありますが、ペレット代金も補助対象経費として申請ができますか。 (R4/5/31 追加)	燃料代は補助対象外です。
E. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	<p>消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④ 特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者 <p>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税当仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告してください。</p>
F. 事業期間について		
1	補助事業の開始日、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書又は注文請書の日付となります。なお、契約及び発注日（注文書の日付）は、交付決定日以降としてください。 補助事業の完了日は、検収確認を行った日となります。
2	複数年での申請は可能ですか。	複数年での申請はできません。単年度でできる事業としてください。
3	何らかの事業で期間内に事業が完了しないことが見込まれる場合は、どのようにすればよいですか。	補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を提出し、県の指示を受けて下さい。
4	補助事業の実施期間は単年度ですが、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	原則として、2月末日までに事業を完了（検収確認・竣工確認等）してください。また、発注先への支払いを完了させてください。
G. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。
H. 補助事業における発注について		

1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	契約前の準備行為は可能です。
2	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定後に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。
4	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどうのことですか。	競争入札または複数者（三者以上）による見積り合わせを行ってください。
5	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、見積書・発注書・契約書・請求書等の中で明確にわかるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合にも三者の見積り合わせは必要でしょうか。	三者見積が必要です。
I. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要になった場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分の制限をする財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は、県に申請し承諾を受けなければなりません。財産を処分する必要が生じた場合は、予め県へ相談ください。 なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により定められています。
2	設備の耐用年数の考え方は、食品製造工場であれば、食料品製造業用設備 10 年とでしょうか。また設備容量は太陽光パネルの容量と PCS 合計容量のどちらか小さいほうの数字という考え方で良いでしょうか。 (R4/5/31 追加)	設備の耐用年数については、「固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）別表第二機械及び装置の耐用年数表」に基づき、申請者の責任で記載ください。 太陽光発電設備の設備容量の考え方については、お見込みのとおりです。
J. 市町村の構想等について		
1	福島県内の市町村が定める構想等とは、どのようなものを指しますか。	計画策定事業または設備導入事業を実施する場所に所在する市町村が作成した又は作成予定の、再生可能エネルギー導入及び利用促進や二酸化炭素削減に関する目標や取組を定めた計画等を指します。 構想等の種類や名称は問いませんが、抽象的な表現にとどまらない、具体的な数値目標の設定があることが必要です。
2	構想等の策定がない市町村において事業実施を予定する民間事業者等は、申請できないのでしょうか。	市町村に構想等がない場合は、当該市町村が令和 7 年度までに構想等を作成する予定であることの証明を受けることで申請が可能です。
3	「申請者が民間事業者等の場合は、当該事業者が構想等に合致していることを市町村から確認を受けたうえで申請すること」とは、どのような手続が必要になりますか。	事業実施予定地の市役所または町村役場の再生可能エネルギー担当課等に対し、申請事業が市町村の構想等に基づくものであることを説明し、申請事業について市町村による確認を受けてください。 確認の方法や手段についての指定はありません。
K. 申請者構想等説明書について		
1	民間企業の場合、どういった構想について記載すればよいのか。	企業における再生可能エネルギーや脱炭素にかかる構想があれば、記載ください。
L. 設備導入事業について		
1	FIT 認定を受けている再生可能エネルギー由来の発電設備を、本補助事業で構築する自家消費型再生可能エネルギーシステムに組み込むことは可能でしょうか。	可能です。ただし、本補助事業の補助対象設備としては、FIT 認定を受けた再生可能エネルギー由来の発電設備は対象外となります。
2	中古品でも補助対象となりますか。	原則、補助対象外です。 ただし、再生産化され一定期間の保証がある場合等（リ

		ユースバッテリー等)については、事前にご相談ください。
3	現在使用している同一の規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	補助対象とはなりません。
4	既存の「蓄熱水槽」を利用し事業を検討する場合、改造費用は対象になりますか。	改造費用は補助対象とはなりません。
5	消防法などで定める消化設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
6	蓄電池(4,800Ah・セル以上)の設置にあたり、所管消防署への申請費用は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
7	EMS機器の「見える化」のための機器(外部モニターなど)は補助対象となりますか。	補助対象となります。
8	「逆潮流」や「自己託送」などの系統に関する内容を含む場合も、対象になりますか。	逆潮流を予定する場合は、一般送配電事業者との協議状況等を実施計画書に記載し申請してください。 なお、系統を利用する自己託送は補助の対象とはなりません。
9	余剰売電を行ってもよいのでしょうか。	固定価格買取制度(FIT)によらない場合は、休日等の発電電力を供給することは問題ありません。ただし、発電設備の年間発電量は、需要先の年間消費電力量の範囲内とします。
10	補助対象設備には、温泉熱を利用したバイナリー発電も含まれるのでしょうか。	バイナリー発電も含まれます。
11	持ち運び可能な太陽光発電設備や蓄電池は、補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
12	蓄電池の定義として、エコネットライト規格に対応するものとありますが、現在対応していないが、今年度中に対応予定の場合は、条件を満たすのでしょうか。 (R4/5/31追加)	今年度中に対応予定であることが分かる書面を記載いただくか、その旨の申立書(申請者名義・任意様式)を添付ください。(事業完了時点において、規格の対応が無い場合、実績報告時点で、補助対象外設備となる場合があります。)
M. 審査会について		
1	審査はどのような方法で行われるのですか。	書面審査又は審査委員に対する説明及び質疑応答のいずれかの方法で行われます。いずれの方法で実施するかは、事務局より連絡します。なお、開催予定の日程(目途)は、公募要領で確認ください。詳しい日時については、事務局より事前にお知らせします。 審査の方法が審査委員に対する説明及び質疑応答の場合は、会場は原則県庁(福島市)とします。 また、ウェブでの審査会参加も可能としますが、ウェブ審査会への参加者が他にいるにもかかわらず申請者が参加できない等の場合は、新たな審査会の日程は設定しませんのでご注意ください。 なお、ウェブで審査会へ参加の場合はパソコンからとし、スマートフォンからの参加は御遠慮ください。
2	審査会には誰が参加できますか。	申請者(共同申請者含む)が参加してください。 また、審査会の出席者は、申請内容について、審査員の求めに応じ柔軟に検討し判断できる方としてください。 なお、最大人数等については事務局より連絡します。
3	福島県の製品・技術の採用及び検討については、設備導入工事の下請けが福島県の事業者の場合、加対象となりますか。 補助事業外となるが、設備導入に屋根塗装が必要となり、これを福島県の事業者が発注した場合は加対象となりますか。 (R4/5/31追加)	施工業者や下請業者が県内事業者であることのみでは、公募要領表4「福島県の製品・技術の採用及び検討」には該当しません。 補助対象外事業に関して、県内企業の技術や製品等を採用しただけでは、公募要領表4「福島県の製品・技術の採用及び検討」には、該当しません。